

医療法人社団 聖愛会 短期入所生活介護施設 ショートステイとやま
短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、【医療法人社団聖愛会 短期入所生活介護施設 ショートステイとやま】短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護) (以下「当施設」という)が要介護状態または要支援状態にある利用者(以下「利用者」という)に対し、適切なサービスを提供する為、運営に関する事項を定めたものである。

(理念及び運営方針)

第2条

- 1 当施設の理念は「明るい、あたたかい、安心のとやま」をめざすことである。
- 2 そのために、利用者を尊重し、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供する。
- 3 地域や家庭との結びつきを重視して、介護予防に努める。また関係市町村及び医療機関などと綿密な連携を図る。
- 4 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、孤独感の解消や心身機能の維持回復、家族の介護負担の軽減などを目的とし、入浴や排泄、食事などの日常生活上の世話をを行う。
- 5 職員は明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がにこやかに個性豊かに過ごすことができるように努める。また利用者または家族に対し必要な事項について十分説明又は指導を行う。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称、所在地及び定員等は、次のとおりである。

- 一 名称 医療法人社団 聖愛会 短期入所生活介護施設 ショートステイ とやま
- 二 所在地 〒731-3272 広島市安佐南区沼田町大字吉山字風呂ノ元980-1
- 三 電話番号 082-839-3939。ファックス082-839-3940
- 四 管理者名 仲信 敏紀
- 五 利用定員 21人
- 六 短期入所の送迎実施地域 安佐南区 安佐北区 佐伯区
(通常の事業の実施区域)

(職員の員数及び職務内容)

第4条 当施設の職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人 ※介護職員と兼務

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師 1人以上 ※牛田クリニックの医師

利用者の健康管理を一元的に行う。

三 看護職員 6人以上

看護職員は、利用者の健康状態の把握、また病状や心身の状況に応じた看護を行う。

四 介護職員 8人以上※2名生活相談員と兼務。

介護職員は、利用者の心身の状況等に応じた適切な介護を行う。

※1名は管理者と兼務。

五 生活相談員 2人以上 ※2名介護職員と兼務

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じて必要な助言その他の援助を行うとともに、必要な都度関係機関との連絡調整を行う。

六 栄養士 1人以上

献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養指導を行う。

七 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、入所者の身体機能の維持、向上を目指した運動メニューなどを中心となって提供する

八 調理員 5人以上

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

九 送迎職員

利用者の送迎を行う。

(サービス提供の内容及び留意事項)

第5条

1 サービスの内容

- ・介護サービス(入浴、排泄、食事などの提供及び介助)
- ・健康状態の確認
- ・送迎
- ・相談、援助など
- ・機能訓練
- ・その他日常生活に必要なサービスの提供

2 介護サービス提供の留意点

- 一 利用者の心身の状態に適した入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話をを行う。
- 二 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説

明を行う。

- 三 利用者の心身の状況、病状、受け入れ環境等に照らし、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要な援助を行う。
- 四 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をする。
- 五 利用者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴または清拭を行う。
- 六 食事は、利用者の身体状況、嗜好、栄養、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- 七 利用者あるいは他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 八 利用者の送迎及び乗降介助を安全に行う。

(短期入所生活介護計画《介護予防計画》の作成)

第6条

- 1 生活相談員を中心にして、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画(おおむね4日以上継続して利用する場合をいう)を作成する。
- 2 計画作成者は、自立生活を営む上で利用者の抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえて、他の職員と協議の上、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画の原案を作成し、利用者やその家族に対して説明し、同意を得る。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 当施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準による。介護保険内のサービスについては、利用者はその1割から3割の額を負担する。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
いずれも消費税込み。

利用者負担段階	食費 負担限度額	居住費 多床室	居住費 個室
第1段階	300円	0円	380円
第2段階	600円	430円	480円
第3段階①	1,000円	430円	880円
第3段階②	1,300円	430円	880円
第4段階	1,445円	915円	1,231円

- 一 理美容 実費
- 二 その他日常生活上の便宜に関する費用
別紙利用料金表(短期入所・介護予防短期入所)のとおり

※居住費及び食費などについては、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、認定証に記載された金額(上記負担限度額参照)を上限として料金をご負担して頂く。この費用は1日単位で計算する。

(身体の拘束等)

第8条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、利用者あるいは他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、または行う前には、以下の対応、記録などを整備する。

- 一 身体拘束廃止の為のカンファレンスを行う
- 二 身体拘束が必要なケースが発生した場合は、日々の記録などから利用者の心身の状況を把握して、必要性を判断する。
- 三 身体拘束を行う場合は、利用者または家族への説明を行うとともに、解除の予定日などが見込める場合は、予定日を定めた計画を作成する。
- 四 身体拘束の実施中は経過を記録し、利用者または家族への説明を行う。
- 五 身体拘束解消後には妥当性の検証と記録を行う。
- 六 その他、身体拘束については別紙の「身体拘束防止マニュアル、身体拘束適正化のための指針」による。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡の発生を防止するための体制を整備する。

(利用者及び家族の留意事項)

第10条 利用者は、以下の事項を守る。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- 二 火気の取扱いに注意する。
- 三 けんか、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしない。
- 四 その他管理上必要な指示に従う。
 - ア 消灯時間は午後9時。
 - イ 外出は、利用者またはその家族の要請により、家族による付き添いを条件とする。
 - ウ 飲酒・喫煙は利用者の健康管理上及び他の利用者への影響を配慮して、禁止とする。
 - エ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最低限に抑えるものとする。
 - オ 金銭・貴重品は持ち込まない事を基本とする。やむを得ない事情がある場合は利用者またはその家族と管理者、生活相談員等との間で事前に相談の上、対処する。

(苦情等処理の対応)

第11条

- 1 利用者及び家族からの苦情ないし要望に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口(生活相談員)を設置し、苦情内容の真意を把握した上で原因を分析し、問題を迅速に解決する。また、苦情の対応は利用者に必ず回答し、すぐに解決ができない場合でも途中経過を説明し、利用者が安心できるように配慮する。
- 2 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村あるいは関係機関から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。詳細は別途避難確保計画に定める。

(衛生管理)

第14条

- 1 当施設は、利用者の利用する食器その他の設備又は飲料水などについて衛生的管理に努める。また医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 当施設は食中毒及び感染症の発生を防止するとともに、万一発生した場合は蔓延することの無いよう指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、短期入所生活介護サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(守秘義務)

第16条 職員は、職務上知り得た利用者または家族の秘密を守る。職員でなくなった後も同様とする。

(職員研修)

第17条 当施設は、職員の資質向上のため、資格の取得を奨励し、また適宜様々な形で内部研修及び外部研修を実施する。

(高齢者虐待防止のための措置)

第18条

- 1 当施設は、利用者の権利擁護に関わる相談などに対応し、成年後見制度などの制度の情報提供や、成年後見人となるべき人を薦めることの出来る団体の紹介などを行う。また、虐待があったと思われる場合は、遅延なく市町村に通報するものとする。
- 2 虐待行為を当該施設職員が市町村に通報した場合であっても、通報したことを理由にその職員を解雇その他不利益となる取扱いは一切行わない。
- 3 人権擁護、高齢者虐待についての責任者は管理者とする。
- 4 利用者のケアなどについて情報を共有し、チームでアプローチする。

(浴室の共用について)

第19条

浴室の使用については、隣接する介護老人保健施設とやま2Fの浴室を共用とする。使用する基本的な時間帯は午前(8:00~9:00)と午後(3:00 から 4:00)として、その時間は介護老人保健施設とやまの入所者は使用しない。

業務上、もしくは利用者の状態などの理由により、使用時間を変更する場合も、ショートステイとやまと、介護老人保健施設とやまの利用者が同一の時間帯に使用することが無いようにする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示または閲覧可能な場所にファイルを配置する。
- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団聖愛会の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 31 年 3 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 1 年 7 月 16 日より施行する。

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。